2　内閣総理大臣は、前条第２項、第４項又は第６項に規定する場合において利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者若しくは指定役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者又は第35条の３の61許可を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。	［新設］
3　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（クレジットカード番号等の適切な管理等の状況に係るものに限る。）をさせることができる。	2　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査（クレジットカード番号等の安全管理の状況に係るものに限る。）させることができる。
4　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に係るものに限る。）をさせることができる。	3　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査（その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に係るものに限る。）させることができる。
5　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（個別信用購入あつせん業者の第35条の３の５及び第35条の３の７の規定の遵守の状況に係るものに限る。）をさせることができる。	4　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査（個別信用購入あつせん業者の第35条の３の５及び第35条の３の７の規定の遵守の状況に係るものに限る。）させることができる。
6　経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第35条の３の42各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該指定信用情報機関の業務又は財産に係るものに限る。）をさせることができる。	5　経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第35条の３の42各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査（当該指定信用情報機関の業務又は財産に係るものに限る。）させることができる。
7　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	6　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人に提示しなければならない。
8　第１項から第６項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	7　第１項から第５項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
9　内閣総理大臣は、第２項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。	［新設］
第53条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。	**第53条**　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
九　第41条第１項から第６項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	八　第41条第１項から第５項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
（備考）　（略）	（備考）　（略）